

昭和56年 9月 1日

第 846 号

# 広報 うえだ

毎月 1日・16日発行

発行	上田市
編集	秘書課
電話	上田24100
印刷	田辺印刷



第3回ミスセタコンテストが、8月7日の夜、海野町通りの特設ステータで行われました。今回のコンテストには、上田市内はもちろん遠くは佐久長野市などから46人が参加。夏の夜にふさわしい浴衣姿の美女が次々に登場すると、会場を埋めた大勢の見物人から熱い視線が送られていました。

結局、今年のミスセタには伊藤直子さん(20歳、市内新田)と馬場美香さん(20歳、市内天神1)の2人が選ばれ、賞品のスクーターなどが贈られました(写真上は、審査委員長の石井市長から表彰されるミスセタの2人)

## 主な内容

自然運動公園総合体育館まもなく完成	2ページ
「施設を見る会」にご参加を	3ページ
水洗化で快適な生活を!	4・5ページ
健康づくり、シンナー中毒の恐ろしさ	6ページ
同和問題を考える	7ページ
心身障害者作品展示会と障害者大行進	8ページ
夜明けに向けて歩く会	9ページ
一日生活教室	10ページ
勤労青少年ホームの教養講座・サークル活動にどうぞ	11ページ
おくやみ	12ページ

## 市民の動き

(8月1日現在)

総人口	113,270人	(+113)
男	55,266人	(+27)
女	58,004人	(+86)
世帯数	34,283世帯	(+8)

( )内は前月比です。

# 自然運動公園 総合体育館まもなく完成

## 9月27日(日) バレーボール招待試合

市民みんなのスポーツ、レジャーの総合施設「上田市自然運動公園」の最後の施設、総合体育館がまもなく完成します。この総合体育館が完成すれば、昭和五十一年度から六年計画で建設を進めてきた自然運動公園の施設づくりが一通り終わり、文字どおり自然運動



総合体育館完成予想図

公園が完成します。同体育館は、総工費九億円をかけて昭和五十五年度から二年計画で建設を進めてきたもので、鉄筋コンクリート三階建て、のべ面積約五千四百平方メートルの建物で、東信随一の規模を誇っています。主な体育場は二階部分の約千八百平方

メートルで、バスケットなら二面、バレーの九人制なら二面、六人制なら三面、バドミントンなら八面、テニスなら一面のコートがとれます。三階には七百三十八席の観覧席と一周約百六十メートルのランニングコースを設けてあります。このほか身障者の皆さんにもご利用、ご覧いただけるよう身障者用エレベーターも設置されています。



急ピッチで進む内装工事

九月二十七日(日)には、同体育館で午前十時から完成祝賀式を行い、

### 完成祝賀式と バレーボール招待試合

午後二時からバレーボールの招待試合を行います。招待試合の内容などは次のとおりです。大勢の皆さんのご観戦をお待ちしています。  
招待試合チーム：全日本女子バレーボールの新日本電気チーム対富士フィルムチーム(予定)、午後〇時開場、午後二時試合開始  
整理券のご利用を：当日の招待試合の混雑をさけるため、九月十八日(金)午前九時から市役所正面玄関前で、先着順に二千五百名分の整理券を差し上げます。なお、差し上げる整理券は、招待試合をご覧になる家族の人数を限度とします。

「施設を見る会」にご参加を

## ＝人権擁護委員＝

# 横山さんに 委嘱

人権擁護委員に横山勇司さん(仁古田・再任)が、八月一日、法務大臣から委嘱されました。ほかに、次の十一名の皆さんが人権擁護委員として活躍されています。

砥石種次さん(緑が丘)、田口玲さん(中央六)、清水幹崇さん(岩間)、坂井太賀美さん(常田二)、坂田堅二さん(大屋)、小出一則さん(中吉田)、飯島英子さん(築地)、小泉義雄さん(上小島)、朝日松司

さん(千曲町)、小池恭平さん(手塚)、橋詰藤雄さん(鈴子)

人権擁護委員の皆さんは、憲法で保障されている国民の基本的人権、すなわち生命、自由および幸福追求などの権利が犯されることのないよう監視しています。また、これらの権利が犯された場合には、その救済のため速やかに適切な処置をとるなど、住みよい社会をつくるため活動されていますので、皆さんお気軽にご相談ください。



信濃国分寺資料館で説明を聞く皆さん

# 「施設を見る会」にご参加を

秘書課秘書広報係 ☎ 41000 内線 205・有線 20631

9月18日(金)までにお申し込みを

毎年行っています「市の施設を見る会」を次により行います。市の施設などを知るよい機会ですので、皆さんお誘い合わせのうえにご参加ください。お一人でもけっこうです。参加料は無料です。

定員：各コースとも四十五名  
締切日：九月十八日(金)ただし、定員になり次第、締め切ります)

申込先・お問い合わせ：秘書課 書広報係

### 見学コースと日程

9月24日(木) Aコース	9月29日(火) Bコース	9月30日(水) Cコース
市役所 染屋浄水場 上田養護学校 わしば山荘 第二学校給食センター	市役所 国分寺史跡公園 第二学校給食センター 相染閣 自然運動公園 南消防署 市役所	市役所 染屋浄水場 上田養護学校 農村環境改善センター 清掃事務所 下水浄化センター (上小衛生施設組合)
集合 8:50 解散 4:30	集合 8:50 解散 4:10	集合 8:50 解散 4:30
9:00 10:10 11:30 1:40 3:10 4:10	9:00 10:10 11:20 1:40 3:10 3:50	9:00 10:40 11:50 1:40 3:10 4:10
昼食の話し合い	昼食の話し合い	昼食の話し合い

# 水洗化で快適な生活を!

## 〈第21回全国下水道促進デー9月10日〉



下水道は快適な居住環境を実現し、かつ河川や海などの公共用水域の水質汚濁を防止するうえで、必要不可欠な公共施設です。

しかし、その普及がたいへん遅れているのが現状です。下水道整備促進と家庭の水洗化を進めるため、毎年九月十日が「全国下水道促進デー」となっていますが、この日にちなんで上田市でも水洗化促進と下水道の理解を深めていただけるよう、別表のような行事を計画しましたので、大勢の皆さん

のご参加をお願いします。

### 第三期工事の 計画決まる

市では、昭和四十二年に公共下水道事業に着手して以来、市街地を中心に順次整備を進めてきました。すでに第一期工事の市街地中心部は完了し、現在、第二期工事の市街地の東部、西部と卸団地の整備もほぼ終わりました。本年度は第三期工事として秋和、常磐城、塩尻、新田などの地区が計画決定し、今年度は秋和地区の一部に着工する予定になっています。

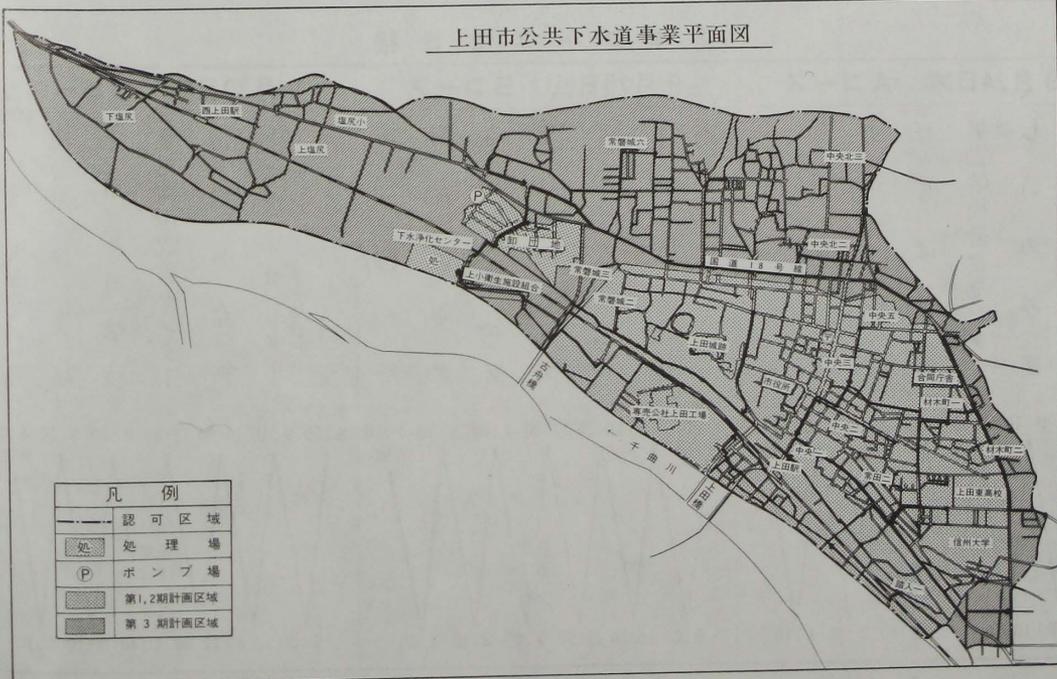
工事中は、たいへんご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

### 水洗化普及率

八三・一%

現在、下水道を使用できる家庭は六千五百十八戸で、このうち使用申請をしている家庭は五千四百十九戸で、普及率は年々向上してはいますが、新しく使用できるようになる家庭も本管工事が進むにつれて年平均七百戸ぐらい増加していますので、なかなか向上しません。下水道使用可能地域でまだ水洗化されていない家庭や事業所

上田市公共下水道事業平面図



凡 例	
—	認可区域
■	処理場
P	ポンプ場
■	第1,2期計画区域
■	第3期計画区域

は、一日も早く水洗化され、快適な生活環境つくりと河川などの汚濁防止にご協力をお願いします。

りません。したがって、家の改築や移転など特別の理由がない限り、この期間内にお水洗化をお願いします。

水洗化資金

水洗化工事は

中

いる  
な情  
きや

下水道促進デー行事予定表

月 日	行 事	内 容
9月9日	「下水道と衛生」講習会	市役所と上田保健所の共催で下水道対象区域内の自治会婦人部長、衛生部長 120人が出席して下水道と衛生についての講習会をひらきます。
9月10日	広報車による巡回宣伝	市と指定工事店組合の宣伝カーで市民PRをします。
9月1日 ↓ 9月20日	・水洗化普及相談所開設 ・下水浄化センター開放	・市役所下水道課において水洗化についての相談をお受けします。 ・浄化センター見学希望の方は申し込んでください。

は、一日も早く水洗化され、快適な生活環境づくりと河川などの汚濁防止にご協力をお願いします。

**雑排水は六か月以内  
便所は三年以内**

本管が布設され下水道が使用できるよくなる、市条例により、雑排水の接続及びし尿浄化そのの切り替えは六か月以内、また下水道法により、くみ取り便所の水洗化は三年以内に行わなければな

下水道指定工事店一覧表

工 事 店 名	住 所	電 話
株式会社宮島鉄工所	天神2-2-3	(22) - 2655
株式会社宮下組	踏入2-1-17	(22) - 0271
合資会社石井設備工業	天神2-3-12	(22) - 0302
株式会社工藤商会	下之郷294-5	(38) - 6956
有限会社田丸工務店	常磐城6-11-13	(22) - 3412
上野設備株式会社	中央北2-1-20	(22) - 8022
有限会社大屋設備工業	大屋236-20	(35) - 0217
株式会社昭和設備工業	中央2-22-16	(24) - 3911
株式会社信和	常磐城3-13-17	(24) - 3310
宮坂管工	中央5-10-13	(22) - 8091
唐沢設備工業	住吉1577	(24) - 2602
トキワギ水道工事店	常磐城6-9-10	(22) - 1343
中央設備工業	常田2-22-32	(22) - 2853
岩瀬設備	林之郷331	(22) - 3741
株式会社川上商会	大手2-4-48	(22) - 0858
春原建設株式会社	住吉1767	(22) - 7018
日本ガス水道株式会社	天神4-28-7	(27) - 4434
長野プロバングス株式会社	国分542	(22) - 5518
本州管工株式会社	蒼久保1543-4	(35) - 1054
有限会社中村商会	天神1-6-6	(22) - 0941
株式会社城南ガス設備	上田原435	(22) - 5123
ユニ設備	秋和882-3	(24) - 6593
三栄工業有限会社	中央東1-13	(24) - 1256
北原設備	緑が丘2-6-21	(24) - 1797
株式会社トロー管工	住吉59-2	(27) - 6249
有限会社宮之上設備	芳田1040	(24) - 0486
堀設備株式会社	古里42-5	(24) - 0521
有限会社真田設備	住吉689	(22) - 0102

りません。したがって、家の改築や移転など特別の理由がない限り、この期間内に水洗化しませんと罰則が適用されることになっていま

市内の河川は、下水道の普及が進むにつれてきれいになってきています。皆さんの努力により、昔のような澄んだ川を取りもどしましょう。

市では水洗化普及と専門相談員を置いて、水洗化促進のためにご相談に応じています。借地、借家、経済的なことなど何でもお気軽にご相談ください。

相談先：下水道課 ☎4100 内線 357・358

水洗化資金  
二十五万円融資

各自治会では、水洗化工事に必要な資金を預金する積立組合を設立しています。組合に加入されている皆さんは、工事のときに、二十五万円まで改造資金の融資が受けられます。返済は四十八か月返済で利子は八%ですが、このうち三・二五%を市で利子補給しますから個人負担は四・七五%と低利です。ご利用をお勧めします。

お申し込みは、各自治会の積立組合へお願いします。

水洗化工事は  
指定工事店へ

市では皆さんが安心して水洗化工事をしてもらえるよう、下水道指定工事店を決め、責任をもって工事をしていただくようにしています。したがって、指定工事店以外の工事店では工事ができません。指定工事店に依頼すると設計、見積り、使用開始などの諸手続きをいっさい代行し、責任ある工事を行います。

なお、下水道の排水基準に適合しない汚れを出す事業所などは、必ず除害施設を設置してください。

上田信用金庫常田支店で  
税金・水道料金などの支払いが  
できます

9月7日から、市の指定金融機関として、上田信用金庫常田支店で税金、使用料、水道料の納入事務を取り扱うことになりましたのでお知らせします。

県民手帳(57年版)を予約受付中

〈企画調整課統計係 ☎4100 内線 619〉

毎年、皆さんに親しまれ、ご愛用いただいている県民手帳57年版の予約受付を始めました。身近な情報、役立つパートナーとしての県民手帳は、書きやすく、見やすい大型版です。

頒 価……一冊300円  
配 布……12月上旬  
予約締切日…9月18日(金)

最近、若年者にシンナー中毒がめだつてきています。国立小諸療養所長の片桐 隆先生は、こうした状況を非常に嘆かれ、シンナー中毒の恐ろしさを皆さんに認識していただくこと、このたび論文をお寄せくださいました。

最近、新聞やテレビに登場する通り魔事件や衝動殺人事件といわれる事件で、大きな役割をはたしているものに覚醒剤があります。覚醒剤を常用していたために、その犯罪が生じたと思われる事件が多いのです。

ところで、私たち精神科の医師の立場からみれば、覚醒剤も麻薬もシンナーも身体の外から侵入する薬剤で、精神身体に悪影響を及ぼす物質という意味では類似しています。人体に及ぼす損傷の程度からいえば、どれも同じようなものではないか、比較は困難であるがシンナーが若年者に多くの依存者が発生しているという点からみて、将来にわたって最も重大な影響を残すのは、シンナーではないかとさえ思われます。

### シンナーの怖さ

私からみて最も恐ろしいのは、中枢神経系の損傷です。吸引者の

大半の脳波に異常があり、脳全般にわたる委縮があるということですから、ご存じのとおり脳と心臓は一度破壊されると修理のきかない器官です。成長期の若者の脳が損傷され、思考力や記憶力など重大な精神の機能が破壊されて、以後一生回復しないとしたらどうでしょう。昨日までの前途ある若者が、一朝にして落後者と名を変え、これもありえるのです。



## シンナー中毒の恐ろしさ

国立小諸療養所長 片桐 隆先生

とにかく恐るべき状況であることに間違いはありません。次に恐ろしいことは、シンナー吸引はそれだけ単独で発生して行くのではなく、その他の犯罪や不良行為と合併して発生している例が多いという点にあると思います。したがって、シンナーだけに注意していてもむだかも知れないし、問題が家庭的、社会的な広がりをもつものであることも示しています。

さらに直接的な恐ろしさは、死な影響は、意識、情緒、知覚の変化を生じ、シンナー依存が生ずるなど細部をも知ったうえで対策が考えられるべきでしょう。だが、一般社会では、まだシンナーの恐ろしさは十分に知られていないと考え、このように危険性の大きい点を並べてみました。

### シンナー依存の予防と治療

法的には毒物及び劇物取締法が

### 本県の特徴

シンナー乱用で警察に補導された件数は、年間百六十件から二百三十件で、都市部に多発しています。さらに有職少年と高校生に吸引者が多いが、次第に低年齢化しつつあることは重大なことです。今年に入ってから上田で五件、小諸軽井沢で五件の補導件数があるという、あまりかんばしくない傾向がすでに現われています。本県が特に異なるわけではなく、むしろ他都道府県と類似した様相であり、放置すべきではない状況にあるといえます。

前述したとおり、中枢神経系に対する損傷の様子からみて、予防策はいかに早くても早すぎることはなく、全国状況からいえば、むしろ遅いとさえいえるのではないのでしょうか。

だつ恐ろしい体験が語られています。「……ワリつたまま家へ帰って、おふろに入って心臓麻痺で死んじやった。」。「先輩で歯がなくなつたのがある。溶けてチヨツチヨツと……」。「喀血しちやった人もいる。肺が溶けるの……やり過ぎる子は肺が溶けますよ……」。「死んで焼いたとき、骨がなくなつちやう……遺骨つかめないの、ギョツとつかむとポロポロ……」などなど、どの程度信じてよいかのかわかりませんが、

の危険があることです。全国で毎年五十名から七十名くらいの死亡者があります。年齢は十五歳から十九歳の少年がほとんどで、吸引場所は自宅というものが多く、父母も知らないうちに乱用死したという例も多いようです。

ここでは、シンナーが人間に与える影響を、まことに感覚的な尺度で並べてしまいました。しかし、医学的な影響として、有機溶剤であり、幻覚剤であり、精神医学的

あり、施用所持販売が禁じられています。しかし、これだけに頼るわけにはいけません。啓蒙活動は、青少年の心理の動きを十分洞察しつつ行わないと逆効果になります。乱用少年の多くが退屈だ、ほかにやることがないからと答えている点から、乱用中の個々の青少年の生きがいを見出すよう配慮を要する、いわば育成活動ということになりま。さらに要点は、シンナー吸引者のタイプ（非行、

市長さんは同和問題をテーマに「透明の壁」という小説を書き

いぶ違っていたわけ。そのこ

すから部落の方がたに訴えるもの

をいいたかったわけ。

# 青少年育成推進指導員の 活動にご協力を!

次代を担う青少年が、心身ともに健全に育成することは市民すべての願いです。

市では、青少年の健全育成運動が全市的に推進されることを願って、青少年育成推進指導員制度を設置していますが、このたび次の16名の方々が、推進指導員として市長から委嘱されました。

この皆さんは、市の青少年行政の計画に従い、地域で育成活動の推進や青少年団体・グループの育成指導などにご協力をいただき、青少年の健全育成や有害環境排除などの活動が、市民総ぐるみで展開されるような体制づくりにお力をいただく皆さんです。

推進指導員の皆さんの活動にご協力をお願いします。

## 昭和56・57年度青少年育成推進指導員名簿

(敬称略)

氏 名	自治会名	TEL
竹 内 一 郎	岩 下	24-8586
菅 沼 性 一	上 塩 尻	22-1934
小金沢 明 子	常 磐 町	22-8350
手 塚 鉄 夫	神 畑	22-5169
北 沢 貞 子	中 村	22-3705
熊 井 日出男	笹 井	有2-5736
関 邦 雄	赤 坂	24-1651
深 井 盛 雄	上 小 島	38-4895
児 玉 一 行	平 井 寺	38-4515
小 鮎 敏 二	浦 野	31-2577
西 沢 昭 夫	上 室 賀	31-8173
立 川 賢 二	川 辺 町	24-2125
赤 羽 亮 二	小 泉	23-8199
浦 原 三代子	諏 訪 部	22-7564
堀 内 光 信	下 之 郷	38-2582
田 中 主 計	末 広 町	24-3636



# 基本的 理解のために

## 同和問題を考える

市長さんは同和問題をテーマに「透明の壁」という小説をお書きになりましたが、私も読ませていただきましたが、この書かれた動機やお考えをお聞かせください。

昭和四十四年に特別措置法がでたときに、上田市の議会です。取り上げ論議されたわけですが、私も議会人として聞いていたわけです。何かお役に立つことがあればと思つて、今から十年位前に書いたものです。書いたときには、同和对策事業の特別措置法が進むようにというつもりで書いたのですが、書きあげてみるとそれはだ

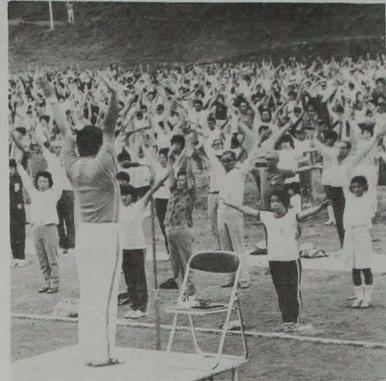
いぶ違つていたわけですが。そのことについては、お読みくださった皆さんからいろいろなお批判があります。「透明の壁」という題をつけたことでありますが、差別というものが今はないように見えてもたくさんある、目に見えないけれどたくさんあるという意味で、目に見えない差別、透明の壁といったのです。

一番いいことは、人間に変わりがなく、人に変わりがなく、いにもかわらず部落の人だといにも差別する、この考えかた、国民の大勢のその人その人の考えかたを直してほしいということです。で

すから部落の方がたに訴えるものではなくて、国民大衆に訴えたいということですが、昔部落の人だった、あそこから出た人だったということだけで差別を受ける、長い伝統が残された国民の差別感から悲劇をつくつていく、これを直さなければなりません。小説の中に出てくるひとり青年は、この差別は部落の人たちだけの力では解決はできない、国や県や、いわゆる国民全体の力で環境改善をして、そのうえで国民全体の考えを直さなければだめだ、こういうようなことを青年がいうわけです。このように

をいいたかつたわけですが。そこで小説の中では、差別を表面に受けなければならぬ、差別を受けながら抗議をしない、糾弾もしない、まあ泣きねいりになつていく、また、なかには同情やあわれみのような考え方の人も出てくる、こういう意味からいって、この小説は今の特別措置法を推進していく意味で、あまり好ましくない小説ではないかというご批判を受けるわけです。しかし、お読みくださつて話し合ひ、この点はどうかどうか、同和对策の推進の資料に使っていただければ幸せだとこのように思っています。

# お知らせ



全国に中継放送されているNHK全国巡回ラジオ体操が、8月7日の早朝、市営陸上競技場で行われました。体操が始まった午前6時30分には、4,000人を超える市民が集まり、広い会場は人人人…でいっぱい。みんな朝の空気を吸いながら、元気にラジオ体操をしました。

## 心身障害者

### 作品展と

### 障害者大行進

福祉課 ☎ 4100 内線 371  
社会福祉協議会 ☎ 2025

市では社会福祉協議会と共催で、市内のボランティア団体の皆さんの協力を得て、「心身障害者作品展」と「障害者大行進」を次のとおり計画しました。大勢の皆さんのおいでをお待ちしています。

#### 心身障害者作品展

と き：九月十九日(土)午後一時三十分から同五時、九月二十日(日)午前九時から午後三時  
ところ：海野町会館

展示内容：心身障害児者の作品展  
示、心身障害児者施設の紹介、

夜明けに向かって

名、住所、年齢、連絡先」を記入し、塩田公民館(〒386)

新曾(家屋)を平

していただくため、「結婚セミナー」を次のとおり開催します。

NHK学園

身体障害者の皆さん  
「若人の集い」にご参加を

福祉課福祉係  
☎ 4100 内線 373

毎年、東信地区の身体障害者の若人が一堂に集い、交流する「若人の集い」が、今年の上田市民の森で開催されます。

この集いは、東信地区の各都市身障協会が主催して行っているもので、身体障害者の皆さんが相互の親睦をはかり、明朗快活な精神を養うことを目的としています。

と き：九月十三日(日)、午前十時から午後三時  
ところ：上田市民の森「わしば山荘」

申込方法：ハガキに「住所、氏名、年齢、障害名、等級、職業、電話番号」を記入して、福祉課(〒386 上田市大手一〇一)へお送りください。また、電話での申し込みもできます。

申込期限：九月十日(木)まで  
その他：①参加者の昼食は準備します。(参加費無料)②当日は駅

上田市 戦没者追悼式

社会課社会係  
☎ 4100 内線 378

昭和五十六年度上田市戦没者追悼式を次により行います。ご遺族の皆さんをはじめ、市民の皆さん大勢ご参列ください。

なお、追悼式終了後、引き続き遺族会による上田市戦没者遺族大会が開かれますので、ご参加ください。

と き：九月三十日(水)午前十時三十分(十時二十分までに着席ください)  
ところ：上田市民会館

身体障害者 相談員に  
精神薄弱者 相談員に  
お気軽にご相談を

福祉課福祉係  
☎ 4100 内線 373

心身に障害をもたれている皆さん

んや、ご家族の皆さん、悩みごとや心配ごとなどがありましたら、左表の相談員の皆さんにお気軽にご相談ください。

### 精神薄弱者相談員 (敬称略)

委託者	氏名	住所 (自治会名)	電話
県	大島かめよ	小泉53 (小泉)	23-8249
〃	金井 勤治	踏入2-13-2 (踏入)	22-5214
〃	熊井英一郎	中央西2-13-16(下紺屋町)	23-0634
〃	矢島 良造	大屋204 (大屋)	36-2131
市	間宮けさ子	中央3-2-22 (原町)	22-1047
〃	村山 忠夫	下之郷350-1 (下之郷)	38-3179

### 身体障害者相談員 (敬称略)

委託者	氏名	住所 (自治会名)	電話
県	笠原正太郎	神畑821-6 (神畑)	22-4825
〃	小林 功	上田1,402 (蛇沢)	22-7574
〃	塩入 敏明	古安曾1,024-1 (鈴子)	38-4326
〃	滝沢 一栄	上室賀1,820-2 (上室賀)	31-3068
〃	滝沢 元	大屋235-5 (大屋)	35-0164
〃	中村 均	大手2-6-28 (大手町)	22-5664

### 夜明けに向かって 歩く会

## あなたも体力の 限界に挑みませんか

塩田公民館 ☎386883

塩田地区青年団では、次により「第七回夜明けに向かって歩く会」を開催します。

この行事は「日ごろのクルマ中心の生活から飛び出し、歩く原点に立ち返り、人と人との出会いを大切にしながら、自己の限界に挑戦してみよう！」をテーマに、昭和五十年から始まりました。

あなたも、自己の体力に挑みながら、自然の雄大さをタツプリ味わってください。

日程：九月十二日(土)十三日(日)  
雨天中止  
集合時間：九月十二日(土)、午後七時まで

集合場所：別所温泉・相染閣前  
コース：塩田→丸子(予定)、全長約四十km

参加資格：中学生以上(ただし、小学生でも親子同伴なら参加できます)

参加費：二百円(レクリエーション保険加入のため)  
持ち物：雨具、軽食、懐中電燈  
申込方法：ハガキに「参加者の氏

名、住所、年齢、連絡先」を記入し、塩田公民館(〒386)13 上田市大字中野二〇番地)までお送りください。また、電話での申し込みもできます。

## 上水道主任技術者

### 資格試験を実施

水道局業務課庶務係  
☎2241000内線503

水道局では、次により上水道主任技術者資格試験を行います。希望される方は、早目にお申し込みください。

資格：五年以上給配水工事業務に従事した経験のある人、または八年以上管工事業務に従事した経験のある人

受付期限：十月五日(月)までに水道局業務課へお申し込みください。

必要書類：主任技術者資格試験願(業務課にあります)、履歴書、住民票抄本、経歴証明書、顔写真二枚(縦3cm×横2.5cm)

試験日・場所：十一月四日(水)午前九時三十分から市役所南庁舎五階会議室で行います。

受験範囲：水道に関する法律全般と技術全般の筆記試験とします。  
受験手数料：千円(申込時にお納めください。)

## 新增築の家屋評価に ご協力を

資産税課家屋評価係  
☎2241000内線237

新築ならびに増築し、今年の一、二月以降に完成した家屋は、固定資産税の課税対象になります。市の資産税課では、これらの家屋を評価させていただくため、該当のお宅へ係員が訪問しています。

訪問した際は、適正な評価を行うため家の周囲を巡ったり、各部屋の立入り調査をさせていただきま。大変ご迷惑とは思いますが、ご協力をお願いします。

留守宅などで調査のできないお宅には、文書を置いてきますので、お手数でも係へ返信をお願いします。

また、皆さんの都合により、評価期日を指定されるなど、特別な事情がありましたら資産税課までご連絡ください。

## 婚約中の皆さん 「結婚セミナー」にご参加を

上田保健所では、結婚を控えたお二人に幸せな結婚生活を踏み出

していただくため、「結婚セミナー」を次のとおり開催します。婚約中の皆さん、ぜひご参加ください。

対象者：婚約中の男女  
とき：九月十一日(金)、十八日(金)の二日間。時間は、いずれも午後六時から八時三十分。  
ところ：働く婦人の家

## 機械編技術講習会の 受講生を募集

働く婦人の家 ☎29988

働く婦人の家では、県内職援助センターと共催で、次のとおり機械編技術講習会を開きます。

受講を希望される方は、働く婦人の家にお申し込みください。電話でも結構です。

対象者：市内に住んでいる婦人で初心者に限ります。  
募集期間：九月十日(木)十二日(土)と、き：十月中の休館日などを除く十六日間、午前九時～午後三時

ところ：働く婦人の家  
受講料：無料  
定員：十五名(応募者多数の場合、抽選になります)

その他：機械は、婦人の家に用意してあります。

## NHK学園 社会通信講座

### 56年度秋の 受講生を募集

NHK学園社会通信教育係  
☎042573151

NHK学園では、昭和五十六年度秋の「社会通信講座」の受講者を募集しています。

この通信講座の利点は、レポートの添削が中心で、だれでも自宅にいながら自分の都合のよい時間に、自分のペースで学べるところにあります。

講座は「書道」「硬筆」「母と子の硬筆」「簿記」「俳句」「文章」「絵画」「囲碁」「英語」「国語」の十講座二十九コースで、自分の力量に適したコースを選ぶことができます。

どの講座も定められた期間内に学習が終了できるシステムになっており、受講者の学習の進み方に応じて調整できるようにと工夫されています。

受講案内ご希望の方は、〒一八六 東京都国立市富士見台二一三六 NHK学園社会通信教育係へ、ハガキでご請求ください。なお、講座の開講は十月で、受付は九月三十日(水)までです。

# 一日生活教室 今回のテーマは

## 食品の安全性

上田消費生活センター  
☎250988

店頭には、豊かな品数の食品が並び、どれも美しく、おいしそうですが、気になるのは安全性の問題です。

なかでも、食品添加物は現在三百三十四種類許可され、普通の食事をしても、七十〜八十種類の食品添加物を摂取しているといわれています。過酸化水素は、弱い発ガン性を持っていることがわかったため使用されなくなり、代わって使われるようになったプロピレングリコールに使用基準ができました。

今回の「一日生活教室」では、私たちは食品添加物をどのように考え、どのように食品を選んでいったらよいか考えてみたいと思います。

皆さんお誘い合わせのうえ、ご聴講ください。  
とき：九月十八日(金)、午後一時三十分から三時三十分

ところ：上田消費生活センター教室

講師：東京都立立川短期大学教授 吉田 勉先生

### 領収書や

### 契約書と印紙税



私たちは、毎日の生活のなかでいろいろな文書を作成したり、受け取ったりしています。このような文書のなかには、売買契約書をはじめ借借書、領収書、手形、商品券、株券、預金証書、地代・家賃通帳、委任状などのように、印紙税のかかるものがあります。

この印紙税の最低税額は二百円で、預金証書や委任状などのように一通または一冊ごとに定額のもの、売買契約書や領収書などのように、その文書に記載されてい

る金額によって税額が異なるものとがあります。納税の仕方は、印紙税のかかる文書を作成した人が、その文書に定められた額の収入印紙をはり、文書と印紙の両方にかかるときに消印して納めます。

印紙税のかかる文書かどうかは、文書の標題や名称に関係なく、その内容によって判断しますが、印紙税は間違いやすいので、遠慮なく税務署・税務相談室におたずねください。

なお、間違って印紙税のかからない文書に収入印紙をはってしまったり、過大な額の収入印紙をはってしまった場合には、その文書を税務署へ提示して還付の請求の手続きをすれば、誤って納めた印紙税額は還付されます。

### 郵便局の

### 窓口時間が変更

上田郵便局 ☎220077

この八月三十一日から郵便、電報、電話の窓口取り扱い時間が、次のとおり変更になりました。

〈取り扱い時間〉  
平日：午前九時から午後五時まで  
土曜日：午前九時から午後〇時三十分まで  
〈変更となる局〉

### 雇用促進住宅

### 「丸子宿舎」の

### 入居者を募集

上田公共職業安定所  
☎226363

宿舎の所在地：丸子町大字腰越字 六反田一四三九一三

宿舎の広さ：三DK(六畳、六畳、四・五畳、バス、トイレ付き)

家賃など：家賃二万二千円、共益費二千三百円、合計二万四千四百円

入居資格：次のすべてに該当する人であること  
① 移転就職者または上記以外の就職者で、住宅に困っている人(就職決定者または就職中の人に限る)

② 同居の親族が三人以上あること  
③ 家賃及び共益費の支払い能力があること(月収が家賃及び共益費の合計額の五倍以上あること)

④ 連帯保証人がいること  
欠格要件：雇用期間が一年未満の人、自営業者及び失業中の人は入居できません。  
貸与期間：一年未満(ただし、止むをえない事由があるときは、更に一年未満に限り延長)  
入居開始時期：今年の十二月ごろの予定  
申込先：上田公共職業安定所または丸子町役場商工観光課

### 中電料理教室の

### 受講者を募集

中部電力上田営業所  
サービス省エネルギー課  
☎221240

中部電力では、婦人の皆さんを対象に次のとおり料理教室の受講者を募集します。  
とき：十月から十二月までの第一・第三木曜日(Aコース・六回)と第二・第四木曜日(Bコース・六回)の午後一時三十分から同三時三十分

ところ：中部電力上田営業所東館料理教室  
会費：材料代として一回四百円程度  
定員：各コースとも二十四名(定員になり次第、締め切ります)

申し込み：各コースとも二十四名(定員になり次第、締め切ります)

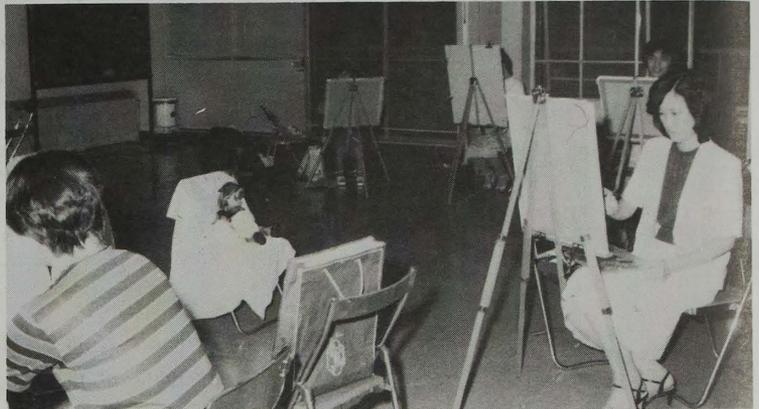
## 勤労青少年ホームの 教養講座・サークル活動にどうぞ

勤労青少年ホームでは、働く29歳までの方を対象に下表により教養講座、サークル活動の受講生、クラブ員を募集します。

受付期限…10月3日(土)

受付場所…勤労青少年ホームへ必ず来館(午後1時～9時)のうえ、受講料を添えてお申し込みください。

お問い合わせ…勤労青少年ホーム ☎ 7117  
午後1時から9時までの間をお願いします。



絵 画 教 室

講 座 名	コ ー ス	期 間	受 講 料	備 考
料 理	月・火・水	10月～3月	全期間 1,500円	材料費月額 1,000円 家庭料理
茶 道	火	〃	〃 3,000円	菓子代 月 500円
絵 画	火	〃	〃 2,000円	
木 彫	水	〃	〃 2,000円	
和 裁	火・金	年 間	月 額 2,000円	
レザークラフト	火	〃	〃 2,000円	
七 宝 焼	火	10月～3月	〃 1,000円	材料費 1回 500円
琴	木	年 間	〃 2,000円	山田流
民 踊	月	〃	〃 1,000円	

### — サークル活動 (クラブ員募集) —

- ◎吹奏楽 (月曜日)
- ◎ギターマンドリン (木曜日)
- ◎混声合唱 (木曜日)
- ◎手話サークル (金曜日)
- ◎ボランティア、くわのみ (木曜日)
- ◎卓球クラブ (火曜日)
- ◎空手クラブ (水曜日)
- ◎バレークラブ (月曜日)
- ◎バスケットクラブ (金曜日)
- ◎バドミントンクラブ (月曜日)
- ◎軟式テニスクラブ (金曜日)
- ◎アーチェリークラブ (水曜日)
- ◎硬式テニスクラブ 及び 同好会 (日曜日)



(七月三十一日現在)

次の皆さんがなくなりました。つつしんでごめい福をお祈りいたします。

- 宮島正衛さん 小牧 四六
- 花田金蔵さん
- 関 余全さん (材木町一丁目) 材木町 八二
- 宮原為次さん 上常田 八〇
- 小平信吉さん 金剛寺 八七
- 浜村幸一さん (踏入二丁目) 踏入 七〇
- 真島実恵さん (常磐城二丁目) 新町 六一
- 西沢 馨さん 院内 六七
- 児玉たけきさん 上室賀 八二
- 前山信作さん 御所 八一
- 塩入敏郎さん 分去 六八
- 内海治雄さん 平井寺 五九
- 井口広吉さん (緑が丘一丁目) 新屋 六八
- 関口誠一郎さん 上塩尻 八二
- 中村きみいさん (常田二丁目) 下常田 七三
- 春原みつ江さん 上田原 七九
- 前所ふでのさん 下室賀 六二
- 浦野 九二

- 小林六雄さん (中央四丁目) 柳町 七九
- 山田つるよさん (中央六丁目) 愛宕町 八〇
- 宮沢 始さん (常田二丁目) 中常田 七三
- 南部さちさん 小牧 八〇
- 松崎富治郎さん (天神四丁目) 南天神町 五九
- 前田きよさん 下之条 八三
- 成沢ゆりさん 中吉田 六八
- 松沢いくさん 院内 八四
- 新井昭治さん (緑が丘一丁目) 新屋 三九
- 村田長治さん 大屋 七三
- 高沢しついでさん 大屋 七六
- 荻原てるさん 笹井 七七
- 塩崎 元さん 畑山 七五
- 宮坂善子さん (緑が丘一丁目) 下紺屋町 七一
- 関 光平さん 鈴子 六五
- 斉藤房雄さん 院内 八三
- 青木とよさん (大手一丁目) 大手町 八九
- 山内昌之助さん 院内 五六
- 小宮山康子さん 上塩尻 二〇
- 飯田孝司さん (大手一丁目) 大手町 四〇
- 柳沢早織さん 御所 七九
- 清水三郎助さん 伊勢山 七三
- 山浦二郎さん 川辺町 六六
- 徳山千代子さん (天神四丁目) 南天神町 八五
- 清水茂象さん

- (中央六丁目) 愛宕町 五二
- 久保 封さん 川辺町 七九
- 上原 鈴さん 院内 七二
- 安藤芳人さん 東前山 四六
- 滝沢なみさん 秋和 八八
- 淵田きよみさん 下之郷 八六
- 神津里うさん 五加 八四
- 上野米蔵さん 半過 八〇
- 宮島重治さん 小牧 八〇
- 高橋加代子さん (緑が丘二丁目) 緑が丘北 三九
- 春原三四さん 築地 七二
- 柳沢多一郎さん 蛇沢 八四
- 柳沢 崇さん 小井田 一一
- 大沢康人さん 小泉 六〇
- 北原 信さん 石神 八三

### 市の条例で規制

## モーテルまがいの建築物

市は、「上田市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例」(昭和五十三年七月十五日施行)を制定しています。

この条例は、青少年の健全育成や善良な市民生活の環境に好ましくない旅館が建築されることを規制したもので、明るく健康な生活環境の維持を目的としています。規制の対象などは、次のとおりです。



上田市は、千曲の清流と、上田城に象徴される自然と人々が調和した、住みよいまちです。わたたくしたち市民は、自らの英知と努力により、さらにすばらしいまちにする願いをこめて、ここに市民憲章を定めます。

- 一、自然に感謝し、きれいな水と空気を守り、緑のあふれるまちにします。
- 一、からだをきたえ、教養を高め、豊かな文化を育てるまちにします。
- 一、人々の善意をとうとび、あたたかい心がふれあうまちにします。
- 一、産業を伸ばし、働くよろこびを大切にして、活気にみちたまちにします。
- 一、平和と自由を求め、広く世界に目を向けた明るいまちにします。

《規制の対象》  
旅館業法で規定されている「ホテル営業」「旅館営業」「簡易宿泊営業」を行う建物を新築する場合、規制の対象となります。

《建築するとき》  
これらの建物を新築する場合は、農地転用申請または建築確認申請を行う。六十日前までに「旅館建築同意申請書」を市長に提出してください。市長は「上田市旅館

建築審査会」に諮り、同意の可否を決定します。  
詳しくは、生活環境課(☎224 100内線303)までお問い合わせください。  
※モーテル営業は、「風俗営業等取締法」に基づく長野県の「風俗営業等取締法施行条例」第三十六条により、上田市内では営業できません。ところが、一般に「モーテル」といわれている建物は、その構造を法すれすれに建築しているのが実態です。市で制定した「上田市旅館業を目的とした建築の規制に関する条例」は、このような「モーテル類似施設」の建築を市独自で規制しようというものです。